

## 岐阜県博物館の赤羽刀について

南本 有紀

### Overview of the Akabane sword at Gifu Prefectural Museum

MINAMIMOTO Yuki

---

**要旨** 第二次世界大戦後の接收刀剣類（赤羽刀）について、岐阜県博物館の受入状況をまとめた。

戦後の混乱期に所有者不明で塩漬け状態となっていた接收刀剣類は、終戦50年の平成7年に「接收刀剣類の処理に関する法律」によって国に帰属することとなり、全国の公立博物館等に譲与された。拙稿では、岐阜県博物館における受領の経緯とその後の整備について記す。

---

はじめに

2024年は元旦の令和6年能登半島地震により衝撃的な幕開けとなった。この地震による震災は、拙稿執筆時では、いまだ人命救助が最優先される局面だが、今後、被災文化財のレスキューも課題に挙がってくるだろう。

世界を見渡すと、ロシアのウクライナ侵攻（2022年2月～）が長期化する中、イスラエルのガザ侵攻（2023年10月～）もまた長引く様相である。文化財の第一の危機はヴァンダリズムであり、戦争はその最たるものである。民族や国家の英知の結晶である文化財はアイデンティティの根源であり、ウクライナやパレスチナでは、現在進行形で文化財が攻撃の標的にされている（エピステミサイド知識体系の破壊）とも聞く。

日本国内においても、戦争によって多くの文化財が破壊されてきた<sup>1</sup>。とくに日本刀は、実際の戦闘に用いられ<sup>2</sup>、武装解除（すなわち廃棄）の対象ともなった。例えば、第二次世界大戦では、日本占領軍が接收した刃物・刀剣類は危うく廃棄されるところ、一部が美術刀剣として救済されたものの、ほとんどが元所有者不明のまま塩漬け状態であったが、終戦50年となる平成7年（1995）によりやく保管・活用の道が開けた。いわゆる「赤羽刀」である。

赤羽刀については、国から博物館等に、展示公開を条件に譲渡されたといういきさつから、2000年代に各地の博

物館で展覧された（表1 年表）ほか、その経緯についてまとめた先学の研究成果<sup>3</sup>がある。大所高所な赤羽刀史はそれら先行研究に譲り、拙稿では、返還からまもなく30年となる節目を前に、一事例として、岐阜県博物館の赤羽刀について概述する。

1 「接收刀剣類」と「接收刀剣類の処理に関する法律」

いわゆる「赤羽刀」「接收刀剣類」とは、第二次世界大戦後、日本の武装解除の一環でGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）に接收された後、文化財（美術品）として返却され、全国の公立博物館等に無償譲渡された日本刀である。名称は、接收後の保管倉庫の立地にちなむ。

接收された武器のうち、刃物刀剣類の中には、古代中世にさかのぼる由緒伝来を持ち、歴史美術的な価値を有する宝刀・家宝等（「美術刀剣」と名づけられ、以後、日本刀は美術刀剣としてのみ所持・製作が許可されることとなる）が含まれており、接收直後から、武器ではなく文化財として返還・救済を求める声が多かった。こうした美術刀剣は、関係者の運動と当局への働きかけにより、紆余曲折を経て、所持と返還が認められ、廃棄を免れている。しかし、それに至る混乱の中、多くが所有者不明で行き場を失ってしまった。そして、戦後50年の節目に議員立法として成立したのが「接收刀剣類の所持に関する法律」（平成7年法律

第 133 号) である。これが博物館への譲渡の道筋を作った。

この法律自体は接收刀剣類の処理(返還請求等)について必要な事項を定めたものであり、被接收者(元所有者)の赤羽刀返却請求を可能にした。すなわち、接收刀剣類を連合国占領軍に接收された者は、文化庁長官が公示する接收刀剣類について返還請求し、審査によって返却を受けると定めている。少しく詳述すると、「接收刀剣類」とは「連合国占領軍に接收された刀剣類でこの法律の施行の際現に東京国立博物館に保管されているもの」と定義され、対象が特定されており、その処理の概要は以下の通り<sup>4</sup>である。

- ① 文化庁長官は、接收刀剣ごとに種類・形状などを官報で公示
- ② 被接收者は、官報公示から1年以内に、文化庁長官に書面提出によって返還請求が可能
- ③ 文化庁長官は、②に対し、審査の上、返還請求できると認めた場合、接收刀剣類を返還
- ④ ③により返還できない接收刀剣類は国に帰属<sup>5</sup>
- ⑤ ④により国帰属となった接收刀剣類の保管と処分は刀剣類の識者に協力を求める等して適切に行う

この法律によって、平成8年2月現在、東京国立博物館に保管されていた所有者不明の4,576口について、規定の1年間に674件の返還請求を受理し、申請の刀剣類が特定できるか、請求者が被接收者であると確認できるかが審査され、認定された7件が返還されるに至り、1年間の返還請求手続き完了後、最終的に、大半が国に帰属することになった。この4,569口については、文化庁に接收刀剣類処理検討会議(以下、「処理検討会議」)を設置して、保管と処分・活用について検討し、一部を全国の公立博物館等へ譲与することが決定した<sup>6</sup>。これこそが、現在、全国に点在する「赤羽刀」である。

処理検討会議の報告書<sup>7</sup>では、基本方針を「公開・活用を推進し、刀剣類に関して国民の理解の増進を図るとともに、我が国独自の美術刀剣の普及発展に資する」とし、当該刀剣類をA～Eの5ランクに分けて、保管と処分の方策を定めている。すなわち、「展示に値する」Aランクは、国が保管する50口を除いて、「鑑賞に値する」Bランクと「資料性が高く、地域の歴史に関係する」Cランクは各々

数口のサンプルを除いて、地域の博物館へ譲与するとした。これを受けて、4,569口のうちA～Cランク3,559口から国保管分を除いた3,502口が全国の公立博物館等に譲与されることとなったのである。

報告書では、その他に、受入館の学芸員を対象にした美術刀剣の保管、手入れ、展示についての講習会の実施、赤羽刀の展示・公開、美術刀剣の普及を図る環境づくりを提唱している。

処理検討会議の報告を踏まえて、文化庁は、平成11年より「赤羽刀」の活用推進事業を開始し<sup>8</sup>、全国の公立博物館等への譲与と博物館学芸員への講習会を実施した。譲与の基本原則として、公平性・客観性・透明性が掲げられ(そのため公立館に限定された)、条件として、適切な保存管理、公開活用、そのための研磨、学芸員の講習会受講を挙げ、他への売却、他館への譲与は認めないとしている。

## 2 接收刀剣類譲与の経緯

実際の譲与について見ていこう。「接收刀剣類の譲与の流れ」<sup>9</sup>によると、予め文化庁から都道府県教育委員会を通じて全国の公立博物館等に譲与希望調査が行われ、提出された譲与希望について、先述の処理検討会議が譲与計画案を策定し、それに基づいて文化庁から都道府県教育委員会を通じて譲与の内示を受けた公立博物館等から、改めて譲与申請書を提出の上、文化庁が承認するという流れになっている。譲与は、保管場所である東京国立博物館において実施され、公立博物館等が文化庁へ受領書を提出してすべての手続きを完了した。「接收刀剣類譲与日時表」<sup>10</sup>によると、譲与は、平成11年12月の6日間17回にわたって、47都道府県の191機関に対して実施された。

岐阜県博物館の場合、364口の希望を提出し、前述の過程を経て、168口が譲渡された<sup>11</sup>。当時の関係者によると、希望リストは、美濃物を中心に、五箇伝(大和伝、山城伝、備前伝、相州伝、美濃伝)を網羅的に収集すべく、古刀を中心に銘と形状を見て選定したという。しかし、実際に譲与された赤羽刀は、美濃伝以外はほぼ除外され、美濃物の古刀と尾張物の新古境期から新刀が主で、他国物はほとんどない。全国最多の480口を受領した関市も、その大半が美濃物だが、美濃伝から派生した越前・山城物が目立ち、岐阜県博物館には少ない室町時代前期のものを含む等、岐阜県博物館と関市ですみ分けが見られる。両者で事前協議

はなく、文化庁（もしくは処理検討会議）側で差配されたものようである。他県での聞き取りでは、郷土刀を中心に、比較展示のために備前物を1～2点挙げたところ、希望通り譲渡されたという。

[刀剣春秋編集部, 2012]は、全国の約200館<sup>12</sup>が所蔵する赤羽刀2,412口をリストアップしており、全体の傾向がつかめる。概ね所在地の郷土刀が譲渡されているが、美濃もしくは美濃ゆかり（出身・移住等）の赤羽刀は、35都道府県の92館に381口<sup>13</sup>を数える。譲与希望調査に際し、文化庁が作成した「譲与対象となっている接收刀剣類の国別本数」<sup>14</sup>では、多い順に、美濃、武蔵、摂津、越前、備前となっており<sup>15</sup>、そのうち美濃は関連も含めて354口を数え、全体（3,502）の10%を占めることから、もともと赤羽刀には美濃刀が多いことが指摘できる。東京兵器補給廠(TOD)の接收刀剣はもともと関東・東海地方から接收されたこと<sup>16</sup>が影響していよう。また、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の三英傑がいずれも美濃鍛冶を重用し、それに倣った配下の武将たちが、関ヶ原合戦以後、東海から全国にお抱え鍛冶として配地へ伴った歴史が、赤羽刀にも垣間見られるようで興味深い。

### 3 接收刀剣類研磨実施計画と整備事業

ところで、文化庁の「接收刀剣類譲与承認書」<sup>17</sup>によると、譲与の目的は「接收刀剣類を公開活用するため」で、譲与条件の②に「公開活用を図ること」、③に「公開活用のためにできる限り刀剣類を研磨すること（譲渡後、直ちに研磨実施計画を、都道府県の教育委員会を通じ、文化庁長官に提出すること）」、④として文化庁主催の刀剣取扱講習会の受講を挙げている。これを受けて、岐阜県博物館は、平成12年3月に岐阜県教育委員会経由で文化庁長官へ「接收刀剣類研磨実施計画」（以下、「研磨計画」）を提出、平成14年2月に当時の学芸員が講習会を受講した。後者のカリキュラムには「赤羽刀の歴史」とあり、赤羽刀の歴史的経緯や「接收刀剣類の処理に関する法律」と返還手続き、処分及び活用方策が講じられたと思われる。以下、赤羽刀の研磨整備について記す。

岐阜県博物館では受領168口のうち、譲渡時に研磨済みであった5口を除く163口について、岐阜県重要無形文化財「刀剣研磨」保持者（当時）で、開館（昭和51年・1976）以来、岐阜県博物館の収蔵刀剣の管理にあたって

た伊佐地勉可<sup>18</sup>氏ら委嘱委員からなる「接收刀剣類活用懇談会」（以下、「活用懇談会」）を設置して検討の上、研磨計画を策定した。活用懇談会は、赤羽刀の保存と活用方法の検討を目的とし、平成12年1月に5回開催された<sup>19</sup>。参加者によると、1回当たり30口見当を対象に、錆身のまま体配と銘を重点的に確認したという。体配によっておおよその制作年代が、銘によって刀工や真贋が判明するためである。ここでは、資料的価値（鍛刀地、刀工、制作年代、真贋など）、保存方法、指定文化財申請の可能性を検討項目に挙げ、この結果をもとに研磨整備の優先順位が付けられた。岐阜県博物館として、資料的価値が高く、展示効果が高いものを選定基準としたという。こうして、優良と認められる40口をひとまずの研磨候補に選出し、平成13年度から20年度まで、毎年度5口ずつ計40口を研磨する計画<sup>20</sup>を策定して、前述の通り文化庁に報告している。

実際には、譲与年の平成11年度に早くも2口を研磨し、平成20年度まで毎年1～4口を、それ以降は、散発的に1口ずつ処理していたが、平成30年からは予算化の目途が立って、まとまった点数を整備できるようになった（表2 赤羽刀一覧）。この予算措置は、折からの刀剣ブームに乗じ、刀剣を展示の柱に位置づけたことによるのだが、これによって、展示活用できる刀剣が増え、相乗効果を生んでいると感じている。但し、錆身の状態で、できや状態がよいと判断できるものから研磨しているため、今後は研磨候補の選定が難しくなってくるのが想定される。平行して、資料的価値の発掘や、展示企画の工夫などもいっそう求められるようになるだろう。

おわりに

岐阜県博物館では、令和6年春、赤羽刀返還からまもなく30年になることから、岐阜県内の赤羽刀を総覧する展覧会を開催する。本展では、関市及び岐阜県博物館の整備済み赤羽刀を主に、美濃鍛冶の始まりである西郡・赤坂鍛冶から最盛期の関鍛冶の古刀、美濃から移住した尾張鍛冶の新刀、さらに幕末の新々刀まで、約70振りを展示する。また、関市において同じタイトルを冠した連携展を同時開催し、岐阜県博物館を含む市内3会場で、併せて100振りを超える美濃ゆかりの赤羽刀が一望できる展覧会となる予定である。

赤羽刀は、さまざまな要因と多くの先人の努力で滅失を免れた幸運な日本刀である。なぜなら、全国の博物館に譲与される以前に、失われた接收刀剣類のほうが圧倒的に多いからだ。けれども、運よく現存する赤羽刀も、第二次世界大戦がなければ、本来、所有者のもとで長く保管されていくべきものであった。所有者の手元を離れ、外装（鞘など）を失い、由来伝承を逸して錆身となった姿はショッキングですらある。

戦争は人命にかかわるだけでなく、文化財にとっても重大な危機である。「戦争は人類の敵であるとともに、全芸術の敵である」（1991年2月17日～三夜連続 NHK スペシャル「ベルリン美術館 もう一つのドイツ統一」におい

て、シャーデ・東ベルリン美術館群総館長(当時)の言<sup>21)</sup>との感を新たにする。理不尽な戦争が現在進行形で続発する現在、諦めの気持ちをぬぐえない一方、我々人間よりもずっと長命であるはずの文化財の姿を思う。がんらい、丹精込めて制作され、世代を超えて大事に受け継がれていくべき文化財そのものと、それが存在することが社会の豊かさであろう。そして、受け継がれてきた文化財が地域のきずなやアイデンティティの源となることは、東日本大震災等の文化財レスキューの過程で繰り返し述べられている<sup>22)</sup>ところだ。「世界平和を願う」ことが、けして大げさでなくなった2024年、赤羽刀の数奇な歴史をいま一度ひも解きたいと思い、拙稿を記した。

## 注

- 1 [二葉俊弥, 2021]
- 2 [後藤智輝, 2021]
- 3 [土子民夫, 2023] [山中貞則、鈴木嘉定、平井松葉、小笠原信夫、田野辺道宏, 1995-2] [本間薫山、佐藤寒山, 1965-2]
- 4 [本号で公布された法律のあらまし, 1995]
- 5 [山元裕子, 2019]
- 6 接收刀剣類の処理に関する法律により国に帰属した接收刀剣類の公立の博物館等への譲渡について（依頼）（平成11年8月6日付・庁保美第218号）
- 7 「接收刀剣類の処分・活用等について（報告）」の概要（接收刀剣類処理検討会議、平成10年9月22日・平成10年12月9日）
- 8 「赤羽刀」の活用推進事業について（文化庁文化財保護部美術工芸課、平成11年8月6日）
- 9 前掲6
- 10 接收刀剣類の譲与について（文化庁文化財保護部美術工芸課、平成11年11月9日）
- 11 平成11年11月22日付（庁保美第218号）「接收刀剣類譲与承認書」（岐阜県博物館長宛、差出は林田英樹文化庁長官）
- 12 岐阜県博物館は含まれず、関市は研磨済みのみ。
- 13 美濃鍛冶が移住した末裔等も含むため、やや多めに計上している。
- 14 前掲6
- 15 このリストでは空欄が多く、前述の数値との差もこれに起因すると思われる。
- 16 朝日新聞1995年11月1日夕刊「刀狩りの刀返します／50年前GHQが接收、民間の約4600振り」
- 17 平成11年11月22日付庁保美第218号

- 18 伊佐地勉可（いさじ つとむ）  
大正12年（1923） 岐阜県関市生まれ  
昭和17年（1942） 海軍指定鍛錬場（神奈川県鎌倉市）で刀剣研磨部門責任者となる  
昭和25年（1950） 関市で刀剣研磨を開業  
昭和32年（1957） 昭和天皇献上刀を研磨し、表彰される  
昭和48年（1973） 関伝日本刀鍛錬技術保存会理事に就任  
昭和51年（1976） 岐阜県博物館開館、刀剣手入れを委嘱される  
昭和53年（1978） 関市重要無形文化財保持者に認定、労働大臣・卓越技能者に認定  
昭和54年（1979） 黄綬褒章を受章  
昭和55年（1980） 岐阜県重要無形文化財保持者に認定  
昭和59年（1984） 旭日単光章を受章  
平成16年（2004） 逝去
- 19 接收刀剣類活用検討懇談会について（岐阜県博物館、平成11年12月28日）
- 20 実際の整備状況は、平成11～20年度の10年間で計21口を研磨した。
- 21 [重延浩, 2023]
- 22 [熊谷賢, 2023-5] [川本利恵, 2020]

## 参考文献

- (本間薫山、佐藤寒山). (1995-2). いわゆる赤羽刀の発端から現状まで(刀剣美術 第97号 昭和40年2月10日発行より抜粋). 刀剣美術 467, 19-23.



- 
- 岐阜県警察史編さん委員会. (1982). 岐阜県警察史 下巻. 岐阜県警察本部.
- 熊谷賢. (2023-5). 陸前高田市立博物館の再建と漁撈用具の保存・活用. 月刊文化財 717, 37-39.
- 群馬県立歴史博物館. (2008). 日本刀は語る：名工の技と心. 群馬県立歴史博物館.
- 後藤智輝. (2021). 近代の軍用刀剣展示に関する一考察. 國學院大學博物館學紀要 45, 67-85.
- 佐藤洋一. (2006). 図説占領下の東京. 河出書房新社.
- 山元裕子. (2019). 所有権の諸問題 オーフアンフィルム  
の寄贈に関する問題を例に. 著: 福井健策、数藤雅彦, デジタルアーカイブ・ベーシックス1 権利処理と法の実務 (ページ: 87-108). 勉誠出版.
- 山中貞則、鈴木嘉定、平井松葉、小笠原信夫、田野辺道宏. (1995-2). 赤羽刀座談会. 刀剣美術 467, 12-18.
- 重延浩. (2023). ボクの故郷は線状になった 樺太の戦争、そしてウクライナへ. 岩波書店.
- 川本利恵. (2020). 復興から未来へ～博物館と地域のこれから～. 東京家政学院生活文化博物館年報 31, 21-28.
- 土子民夫. (2023). 戦後日本刀事件史. 山と溪谷社.
- 刀剣春秋編集部. (2012). 赤羽刀：戦争で忘れ去られた五千余の刀たち. 刀剣春秋.
- 二葉俊弥. (2021). 戦時下における文化財破壊と博物館の収蔵品保護に関する考察. 國學院大學博物館學紀要 45, 107-118.
- 文化庁文化財部美術学芸課. (1995). 赤羽刀 (接収刀剣類). 文化庁文化財部美術学芸課.
- 本間薫山、佐藤寒山. (1965-2). いわゆる赤羽刀の発端から現状まで. 刀剣美術 97, 24-33.
- 本号で公布された法律のあらまし. (1995年12月8日). 官報 (号外). 大蔵省印刷局.

表1 赤羽刀関係年表

和暦	西暦	できごと
昭和20	1945・ 8	ポツダム宣言を受諾、連合国軍に無条件降伏
	8	民間武器回収に関する連合国軍指令・覚書を日本代表が受領（マニラ）
	8	進駐開始（8月末）ころから赤羽刀が接收・搬送される（～1947・11）
	9	連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が日本の武装解除の一環として刀剣含む武器類を接收開始（回収は10月期限）
	9	民間武器回収命令（9月）・民間武器引渡命令（10月）
	9	東京兵器補給廠（赤羽兵器補給廠）に接收刀剣類を保管
	10	【岐阜県】進駐軍が岐阜へ
	11	【岐阜県】進駐軍の命で関刃物が製造禁止
	12	終戦連絡中央事務局からGHQ/SCAP宛「美術品たる刀剣の民間所有に関する件」
	12	柴田政太郎蔵・正恒が持ち去られる（羽生事件）
	12	国宝・阿蘇神社蔵「蛭丸」等が持ち去られる
	12	省令「昭和二十年勅令第五百四十二号ニ基キ兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件」
昭和21	1946・ 1	【岐阜県】進駐軍が兵器焼却のため白鳥町へ
	2	赤羽兵器補給廠から接收刀剣を東京国立博物館へ移動（～3月）
	2	羽生事件で持ち去られた1部の刀剣が東京国立博物館に搬入される
	2	【岐阜県】武道廃止等教育方針浸透懇談会を実施
	3	【岐阜県】進駐軍の命令で農兵隊（農事講習所山県分所）解散式
	3	【岐阜県】未許可武器の警察引渡しを厳命
	3	【岐阜県】家庭用品を除く刃物（ナイフ除く）の進駐軍土産品として製造・販売・贈与を禁止
	6	勅令300号「鉄砲等所持禁止令」公布、美術品として価値ある刀剣類の所持を許可
	8	合衆国第8軍司令官から日本政府宛覚書「日本の刀剣及び火器の蒐集、分類、処分について」
	11	「美術品にして善良な民間人の所有」を条件に美術刀剣の所有を認める
昭和22	1947・ 5	赤羽兵器補給廠に集積された接收刀剣を検査（～11月）
		連合国軍が美術的価値の高い刀剣類約5,600口の日本側引き渡しを許可、旧所有者返還が条件
		引き渡し許可を受けて刀剣審査委員会を組織、選定を開始
	5	東京国立博物館で「刀剣美術特別展覧会」を開催（～6月）
	12	連合国軍から約5,600口を日本側へ返還、国立博物館（現東京国立博物館）へ搬入
		1,132口を所有者などに返還
		4,576口を所有者不明のまま、国所有として東京国立博物館収蔵庫で保管
	12	日本美術刀剣保存協会設立総会
昭和23	1948・ 1	行政命令により美術刀剣の売買・贈与・交換等を認められる
	2	日本美術刀剣保存協会、財団法人の設立許可
		兵器補給廠廃止のため、千葉・茨城県で接收された刀剣類約200口が国立博物館へ直接搬入
	9	日本美術刀剣保存協会が貴重刀剣・貴重小道具の認定審査を開始
	10	『名刀集美』刊行、前年「刀剣美術特別展覧会」出品から125点を収載
	11	第1回研磨技術等発表会研磨の部に赤羽刀22口が抽選割り当て
昭和24	1949・ 5	国家地方警察本部『進駐軍より返還せられた刀剣類作者別分類目録』352p
	6	返還申請に備えて『進駐軍より～』を全国の警察に配付
		1都2府33県の8,753人から1万3,077の返還申請、123口の現所有者が判明
		第2回研磨技術等発表会研磨の部に赤羽刀27口が抽選割り当て
昭和25	1950・11	銃砲刀剣類所持取締令
		羽生事件を報じる（秋田魁新報）
昭和26	1951・ 1	第59回式年遷宮 神宝太刀62口の製作を神宮大宮司から国家地方警察本部長に申請、許可される
		このころまでに所有者が判明した赤羽刀の返却ほぼ完了
昭和27	1952・ 4	サンフランシスコ講和条約が発効、日本が独立
	5	栗原彦三郎が講話記念刀奉納会を結成、日本刀製造許可される（300振を計画し頓挫）
	7	指定文化財等の刀剣類の行方不明が報じられる（時事新報）
	10	省令「昭和二十年勅令第五百四十二号ニ基キ兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件」失効
		武器等製造法制定（翌年9月施行）
昭和28	1953・11	文化財保護委員会の美術刀剣類製作承認 第1号
昭和30	1955	「終戦時に於ける刀剣の処理問題」（日本美術刀剣保存協会『刀剣鑑定手帖』）
		高橋貞次が重要無形文化財保持者に認定
昭和32	1957・ 6	在日アメリカ地上軍撤退の岸信介首相・アイゼンハワー大統領共同声明、TOD（王子・十条・赤羽エリア旧軍用地）返還
昭和33	1958・ 3	銃砲刀剣類所持取締令を廃して、銃砲刀剣類所持取締法が制定
昭和38	1963・ 3	コンプトン博士が国宝・備前三郎国宗を寄贈、鹿児島県照國神社に戻る
		警察庁等が接收刀剣類解除法案を検討

岐阜県博物館の赤羽刀について

和暦	西暦	できごと
昭和39	1964	本間順治・佐藤貫一『いわゆる赤羽刀の発端から現状まで』（私家版、東京大学法学部研究室で製本） 東京春霞刀剣会が機関誌『春霞刀苑』に3回にわたり赤羽刀記事を掲載
	1964・3	「倉庫に眠る日本刀4千本」（サンデー毎日3/8号）
～昭和30年代		旧所有者が判明した刀剣類約1100口が返還
昭和40	1965・2	「いわゆる赤羽刀の発端から現状まで」（『刀剣春秋』1965・2月号）
	4	名称を改め、銃砲刀剣類所持等取締法に改正
昭和43	1968	旧国宝・古青江正恒が和歌山県熊野速玉大社に戻る
昭和44	1969	赤羽刀を手入れと再整理 このとき白鞘・拵を外し刀身のみに
昭和47	1972	「終戦秘話 如何にして敗戦から日本刀を護りえたか」（本間順治『薫山刀話』）
昭和58	1983	旧国宝・備前長船家助が佐賀県玉島神社へ戻る
平成6	1994・8	NHK ニュースで赤羽刀を報じる
平成7	1995	終戦50年
	1995・10	「接收刀剣類の処理に関する法律案」を自民党政務調査会で承認、国会に上程
	12	「接收刀剣類の処理に関する法律」が成立・公布、リストを官報に掲載して返却申請を募集
平成8	1996・2	「接收刀剣類の処理に関する法律」施行、同施行規則が交付・施行、旧所有者の返還請求が可能になる
	8	官報公示、東京国立博物館保管の4576口を対象に返還請求を受付（～9年8月）、
	12	受理した674本を接收刀剣類処理検討会議で審査し、7口を引き渡し 残り4569口は国に帰属し、接收刀剣類処理検討会議で協議決定した活用方策の策定により、国が公開・活用を図る60口と偽銘・美術刀剣として無価値のものは国が保管、残りを全国の公立博物館等に無償譲与して公開・活用
	12	文部 接收刀剣類の処理に関する法律（平成7年12月8日法律第133号）（法令解説資料総覧（179）24-27, 1996-12）
平成11	1999・12	都道府県を通じて譲与申請を受付、3,209口を全国191の公立博物館等に無償譲与 岐阜県博物館は168口、関市は480口を受領
		この年度より、赤羽刀の活用推進のため、文化庁が「赤羽刀の活用推進事業」として博物館・美術館学芸員を対象とした美術刀剣取扱講習会、赤羽刀の展覧会を開催
平成12	2000・4	関市学習情報館で赤羽刀100口を展示（～5/14） 文化庁文化財保護部美術工芸課『赤羽刀（接收刀剣類）』6pリーフレット 間宮光治「赤羽刀について」（舞草刀研究紀要（9）83-85, 2000）
平成13	2001	和鋼博物館で展示（文化庁文化財保護部美術工芸課『赤羽刀：接收刀剣類』）
	2001・10	岐阜市歴史博物館「刀剣・美濃派 赤羽刀を中心として」
平成14	2002・8	山口県立山口博物館「鉄と人の文化史：よみがえる赤羽刀」
平成15	2003・2	八王子市郷土資料館「下原刀：八王子市指定文化財刀剣と赤羽刀」 岐阜県博物館で赤羽刀展
平成16	2004・7	大阪歴史博物館 特集展示「よみがえる赤羽刀：大坂と鉄と刀工と」
	2004・11	富山県水墨美術館 開館5周年記念展「越中の刀工と赤羽刀」 関市「泰平の世の関鍛冶伝：関市所蔵赤羽刀特別公開」 この年までに関市が103口を研磨
平成18	2006・1	岐阜県博物館 資料紹介展「美濃ゆかりの赤羽刀」（1/4-2/12）
平成20	2008・9	岡山県立博物館「日本刀：赤羽刀と備前の名刀」文化庁接收刀剣類（赤羽刀）活用推進事業
平成21	2009	一関市博物館「光芒の再生：よみがえる赤羽刀」 佐藤寛介「岡山県立博物館所蔵の赤羽刀」（研究報告29 35-56, 2009-03-06）
平成24	2012・1	米沢市上杉博物館 開館10周年記念企画展「米沢の刀工：よみがえる赤羽刀」
	11	刀剣春秋編集部『赤羽刀：戦争で忘れ去られた五千余の刀たち』宮帯出版社
平成25	2013	文化庁が指定文化財の所在確認調査を開始 板橋区立郷土資料館 収蔵品展「板橋の武器武器：特に国接收刀剣類を中心に：」
平成27	2015	関市が12年ぶりに11口を研磨
平成28	2016	関市わかさ・プラザで赤羽刀11口を展示 千葉県立中央博物館大多喜城分館「甦った受難の刀剣：千葉県の赤羽刀」
令和2	2020・3	所在不明の指定文化財145件、要追加確認50件、うち74件が刀剣（うち8口が赤羽刀） のちに刀剣14件が発見される
令和3	2021・1	岐阜県博物館 図書館連携企画展「千磨百錬：よみがえる赤羽刀」（前篇）
	2021・4	同（後篇）
令和4	2022・1	「旧国宝・無銘則重と思われる刀との邂逅」（刀剣春秋2022・1）鹿児島神宮旧蔵刀について
	10	板橋区立郷土資料館 開館50周年記念特別展「接收刀剣：板橋に集いし赤羽刀」

## 南本 有紀

表2 岐阜県博物館の赤羽刀一覧 (2024年3月末現在)

研磨年度	点数	通番	No.	官報	種別	銘文	国名	作者	時代	刃長	反
平成9 国費	5	22	2267	330	脇指 小太刀	享徳二二年二月日/濃州関住人兼定	美濃	兼定	室町中期	58.3	1.5
		93	2282	2431	脇指	尾州於名古屋南蛮以鉄二銅造之/寛 永元年二月日/伯耆守藤原信高作	尾張	信高	江戸	54.4	1.4
		115	2944	3079	脇指	秦光代	尾張	光代	江戸	55.4	1.1
		119	2028	3194	脇指	青木照之進元長/文化十一年三月吉 日	尾張	元長	江戸後期	39.3	0.8
		144	493	3921	刀	無銘(鞘書きに「兼次 貳拾枚之折 紙」とあり)	美濃		南北朝	71.5	2.0
平成11	2	42	216	706	刀	兼元	美濃	兼元	室町末期	66.8	1.4
		43	222	712	刀	兼元	美濃	兼元	室町末期	69.6	1.4
平成12	2	45	198	760	刀	兼吉	美濃	兼吉	室町	71.6	2.6
		69	1404	1530	刀	濃州清水住寿命	美濃	寿命	江戸	69.0	1.4
平成13	4	7	86	94	脇指	飛騨守藤原氏房	尾張	氏房	桃山	32.2	0.2
		28	4215	457	脇指	兼時作	美濃	兼時	室町末期	31.2	0.4
		40	351	611	短刀	兼房	美濃	兼房	室町末期	28.8	
		106	2657	2846	槍	相模守藤原政常	尾張	政常	桃山	49.3	
平成14	2	15	651	208	刀	尾州住兼氏	尾張	兼氏	桃山	67.6	2.4
		120	3112	3249	刀	相模守藤原盛永/延宝七年五月五日	美濃	盛永	江戸	69.8	2.3
平成15	1	25	473	437	太刀	奉其子三之尉作右衛門権之助三人相 槌/美濃国住人藤原兼常門左衛門作	美濃	兼常	江戸	112.9	3.0
平成16	2	11	8114	99	脇指	飛騨守氏房	尾張	氏房	桃山	30.4	
		81	2193	2286	刀	美濃国住人藤原永貞/文久四歳二月 於東都作之	美濃	永貞		71.1	1.6
平成17	3	107	2658	2847	槍	相模守藤原政常	尾張	政常	桃山	41.4	
		111	2685	3026	刀	豊後守源正全	尾張	正全	江戸	72.4	1.0
		113	2928	3058	刀	奥州会津住道辰/文政六未年二月吉 日 於尾州犬山作之	陸奥・ 尾張	道辰	江戸末期	68.2	1.4
平成18	1	85	4320	2381	刀	尾張住藤原信屋	尾張	信屋	江戸	70.3	1.4
平成19	2	16	642	221	薙刀	尾州住兼氏	尾張	兼氏	桃山	46.1	2.0
		148	3629	3989	刀	無銘	美濃		南北朝	66.5	1.4
平成20	2	29	504	459	刀	濃州関住兼辰作/天正七年己卯八月 吉	美濃	兼辰	室町末期	85.0	3.0
		122	3254	3362	脇指	(葵紋) 康継於越前作之	越前	康継	江戸	51.5	1.0
平成23	1	75	4297	2075	刀	近江守藤原継広/越前住下坂	越前	継広	江戸	68.6	2.0
平成25	1	126	3302	3425	脇指	大和守源康道	美濃・ 尾張	康道	江戸	54.0	0.8
平成26	1	8	88	96	脇指	飛騨守藤原氏房/慶長拾年八月吉日	尾張	氏房	桃山	48.2	1.0
平成30	9	6	85	93	脇指	飛騨守藤原氏房	尾張	氏房	江戸	53.2	1.2
		19	522	248	刀	兼白	美濃	兼白	室町末期	73.1	1.3
		33	395	513	刀	兼延	美濃	兼延	室町	69.2	1.4
		34	372	514	刀	濃州神戸住源一兼信	美濃	兼信	江戸	67.0	1.3
		51	1176	1241	刀	大和守藤原国守/寛永元年八月日	美濃	国守	江戸	74.9	1.6
		103	2697	2787	脇指	尾張国宝翁亭原正国 於江府作/文 久二壬戌仲春	尾張	正国	江戸末期	47.8	1.0
		129	3141	3443	刀	能登守藤原泰幸/寛永十四年二月日	尾張	泰幸	江戸	78.6	1.2
		143	3995	3920	太刀	無銘			室町(～応 永)	82.2	2.9
84	2299	2380	刀	和泉守藤原信屋	尾張	信屋	江戸	92.0	1.6		
平成30 寄付金	1	14	7011	205	脇指	兼舎	美濃	兼舎	室町最末期	36.0	0.6



岐阜県博物館の赤羽刀について

研磨年度	点数	通番	No.	官報	種別	銘文	国名	作者	時代	刃長	反
令和1	9	18	614	243	刀	兼清	美濃	兼清	江戸後期	73.3	1.6
		41	305	699	太刀	兼宗	美濃	兼宗	室町(明応頃)	71.1	2.4
		50	1184	1209	脇指	出羽大掾藤原国路	山城	国路	江戸	39.4	0.9
		53	1243	1325	薙刀	対馬守藤原貞重	尾張	貞重	江戸	54.0	2.1
		58	1281	1382	刀	越中守藤原貞幸	尾張	貞幸	江戸	69.8	1.5
		79	2037	2164	脇指	丹波守藤原照門/寛文十年二月吉日	美濃	照門	江戸	54.2	1.0
		91	2276	2426	脇指	伯耆守信高入道/寛文六年八月日	尾張	信高	江戸	53.3	1.2
		124	3301	3423	刀	大和守源康道	美濃・尾張	康道	江戸	61.9	0.6
令和2	7	128	3140	3442	刀	相模守藤原泰幸	尾張	泰幸	江戸	72.3	1.4
		86	2238	2382	槍	和泉守藤原信屋	尾張	信屋	江戸	21.3	
		1	69	74	脇指	氏信/岩捲	美濃・尾張	氏信	江戸初期	45.2	0.9
		12	266	173	刀	似地鉄研勝重作	尾張	勝重	江戸	60.8	0.7
		31	449	496	脇指	濃州住兼永	美濃	兼永	江戸	53.7	1.0
		49	1044	1084	刀	越前守藤原国次/以南蛮鉄	山城	国次	江戸	72.7	0.9
		63	1354	1472	脇指	播磨大極藤原重高/越前住	越前	重高	江戸	39.7	0.9
令和3	8	116	2994	3121	脇指	越前住宗次	越前	宗次	江戸	53.2	1.0
		24	499	435	脇指	濃州兼綱	美濃	兼綱	室町末期	58.2	1.9
		64	1357	1477	刀	播磨大守藤原重忠/寛永十四年六月吉	尾張	重忠	江戸	71.5	1.6
		65	1358	1478	槍	播磨守藤原重忠/寛永九年八月吉日	尾張	重忠	江戸	32.6	
		74	1696	2043	脇指	陸奥守大道	美濃	大道	室町末期	35.5	0.6
		92	2281	2430	脇指	伯耆守藤原信高	尾張	信高	江戸	50.3	1.4
		98	3134	2446	脇指	延房作	尾張	延房	桃山	42.0	0.4
		137	3432	3584	刀	江戸新五郎吉時	武蔵	吉時	江戸	68.2	1.2
令和4	10	142	2565	3872	脇指	(金象嵌)カネクヒ/(金象嵌)福島丹波守所持之		不明	南北朝~室町初期	55.8	1.5
		20	151	263	脇指	大和守金蔵	美濃・武蔵	金蔵	江戸	47.8	1.3
		21	608	279	脇指	兼先	美濃	兼先	室町末期	33.4	0.6
		23	641	414	薙刀	尾州住兼武	尾張	兼武	桃山	44.9	2.4
		38	8078	554	太刀	兼法	美濃	兼法	室町末期	69.0	2.2
		48	4248	949	脇指	鍛南蛮鉄劔之/(菊紋)山城守藤原国清	越前	国清	江戸	45.1	0.8
		66	1365	1486	脇指	越前於豊原 丹後大極藤原重常	越前	重常	江戸	43.6	0.9
		100	2460	2608	刀	山城守藤原秀辰	摂津・美濃	秀辰	江戸	71.5	1.6
		109	2737	2875	刀	正利	美濃	正利	室町末期	67.4	2.0
		110	2794	2918	脇指	大和太掾藤原正則	越前	正則	江戸	38.9	1.0
令和5	8	161	3969	4278	刀	無銘			室町初期~中期	70.8	2.0
		67	1382	1504	脇指	越前国下坂	越前	下坂	江戸	39.7	13.1
		114	2936	3067	脇指	君万歳道賀	尾張	道賀	江戸末期	34.7	11.5
		105	2661	2842	脇指	相模守政常入道	尾張	政常	桃山	33.0	10.9
		70	1405	1531	刀	河内守藤原寿命	美濃	寿命	江戸	75.4	24.9
		71	2058	1537	脇指	河内守藤原寿命	美濃	寿命	江戸	57.6	19.0
		72	1410	1541	薙刀	寿命/安永八二月日	美濃	寿命	江戸	27.0	8.9
		68	1401	1527	刀	上野守藤原寿命	美濃	寿命	江戸	72.6	24.0
104	2654	2841	脇指	美濃守藤原政常	尾張	政常	江戸	50.2	16.6		